適格請求書等保存方式の見直し

- ▶ 負担軽減措置等が講じられるまでの間は、適格請求書等保存方式の導入時期は延期すべき
- ▶ 少なくとも中小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用を行うべき。

建議

• 下記の問題点に対して必要な措置を検討すべき

(1) 事務負担に与える影響

- 現在認められている3万円未満の小口経費についても、適格請求書等の確認を要する (例) 売買代金等の決済時に振込手数料 (440円) を差し引く場合
- ① 売上の値引きとする場合

- ⇒ 売手からの適格返還請求書が必要
- ② 買手による役務提供の対価とする場合 ⇒ 買手からの適格請求書が必要
- ③ 買手の立替金の支払とする場合
- ⇒ 買手が受領した振込手数料に係る -適格請求書(コピー)が別途必要
- ※売手は立替精算書とともに振込銀行が発行した振込手数料に係る適格請求書のコピーを受領する必要あり

(2) 市場取引に与える影響

- 対事業者取引を行う免税事業者は、取引排除や値下げを強いられる虞があるため、課税 事業者を選択することが考えられる。
 - ※消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる可能性がある。
- 対消費者取引を行う免税事業者は、あえて課税事業者を選択する必要性少ない。
 - ⇒ 取引形態の違いにより、事業者免税点制度の公平性が保たれないという問題も。

売上対価値引等返還請求書

令和XX年XX月XX日

買主側A会社様

売上側B会社

登録番号: T123456789

下記のとおり令和5年X月分請求額について売上高の値引きをいたします。

| 区分 | 金額 | 消費税額 | 税率 | 合計額 |
|--------|------|------|-----|------|
| 売上値引金額 | 400円 | 40円 | 10% | 440円 |

役務提供手数料領収書

令和XX年XX月XX日

売上側B会社様

買主側A会社

登録番号: T987654321

令和5年X月分支払に際して、支払手間賃として下記のとおり領収いたしました。

| 区分 | 金額 | 消費税額 | 税率 | 合計額 |
|----------|------|------|-----|------|
| 振込手間賃請求額 | 400円 | 40円 | 10% | 440円 |

振込手数料立替精算書

令和XX年XX月XX日

売上側B会社様

買主側A会社

登録番号: T987654321

令和5年X月分支払に際して、銀行振込手数料を立替しましたのでお知らせします。

| 区分 | 金額 | 消費税額 | 税率 | 合計額 |
|------------|------|------|-------|-------|
| C銀行振込手数料 | 400円 | 40円 | 10% | 440円 |
| T111111111 | 1001 | 1011 | 10 /0 | 77011 |

適格請求書等保存方式の見直し

<参考資料>

【参考】仕入税額控除方式の改正予定

| | 【区分記載請求書等保存方式】(令和元年10月~) | 【適格請求書等保存方式】(令和5年10月~) |
|------------|---|---|
| 請求書 | 請求書の記載事項 ・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込) ・請求書受領者の氏名又は名称 ・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した対価の額(税込) 注)請求書の交付を受けた事業者による追記も可 | →同左プラス <u>・登録番号</u> <u>・税率ごとの消費税額等(又は適用税率)</u> 注)「税率ごとに合計した対価の額」は税抜又は税込 |
| 等 | ○交付義務なし・不正交付の罰則なし○免税事業者も交付可⇒免税事業者からの仕入税額控除可 | ○交付義務<u>あり</u>・不正交付の罰則<u>あり</u> ○登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可 ○免税事業者からの仕入れについて ・3年間:80% ・その後3年間:50% の仕入税額控除可 |
| 計算税額 | ○税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 | ○税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ○適格請求書の税額の「積上げ計算」 J R |

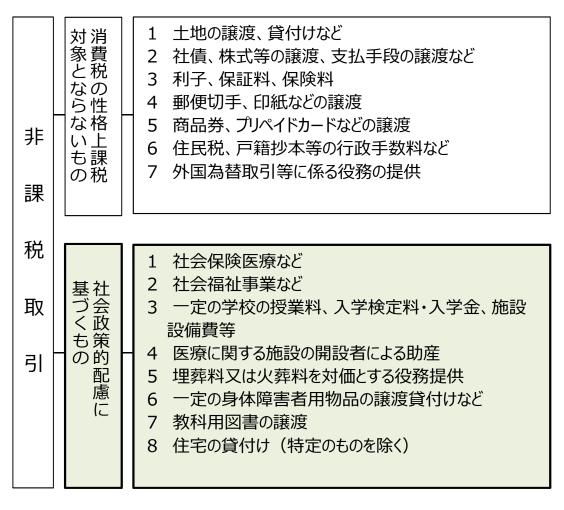
消費税における非課税取引の範囲の見直し

➤ 社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を課税取引とすること

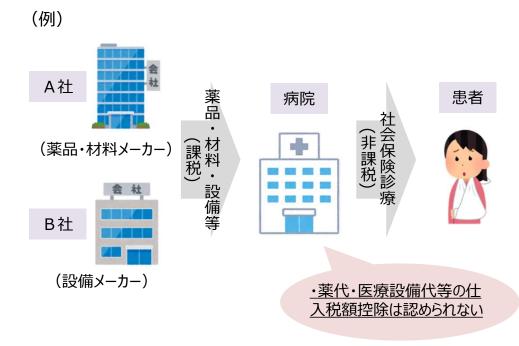
建議

• 消費税は、消費に広く公平に負担を求める観点から、財貨・サービスによる付加価値に対して均一に課税することが原則であり、非課税取引の範囲は最小限にすべき

■非課税取引の概要



✓ 社会保険診療等は健康保険法等で公定価格とされている ため、診療報酬に上乗せ調整もできない



※病院は、最終消費者でないのに仕入れに係る消費税を実質的に負担

重要建議項目

基礎的な人的控除のあり方と所得計算上の控除から基礎控除へのシフト <基礎的な人的控除のあり方>

- ▶ 基礎的な人的控除は、その額を引き上げた上で所得控除方式を維持すべき
- ◆「所得控除方式」に代わる方式の検討 (平成29年度税制審議会答申「個人所得課税における控除方式と負担調整のあり方(H30.3.28)」)

所得控除方式

- ×高所得者の負担軽減額が大きく、所得再分配機能 が弱められている
- ×多種多様な控除項目が同一の制度に包含
- ○税額計算を行うことなく納税の有無を容易に判断でき、執行の簡便化にも寄与

税額控除方式

- ○所得の多寡によらず控除額が画一的なため、所得 再分配機能を回復できる
- ○税負担の軽減額が明瞭
- x課税最低限となる所得金額が不明瞭
- ×申告件数が増加し、納税者・課税庁の負担増

ゼロ税率方式

- ○所得の多寡によらず一定額に対する最低税率が 0%なため、所得再分配機能を回復できる
- ○課税最低限となる所得金額が明瞭
- ×新方式導入に伴い、実務上混乱のおそれ
- △ゼロ税率の適用金額や累進税率構造におけるブラ ケットの設定等につき慎重な検討が必要

基礎的な人的控除のあり方

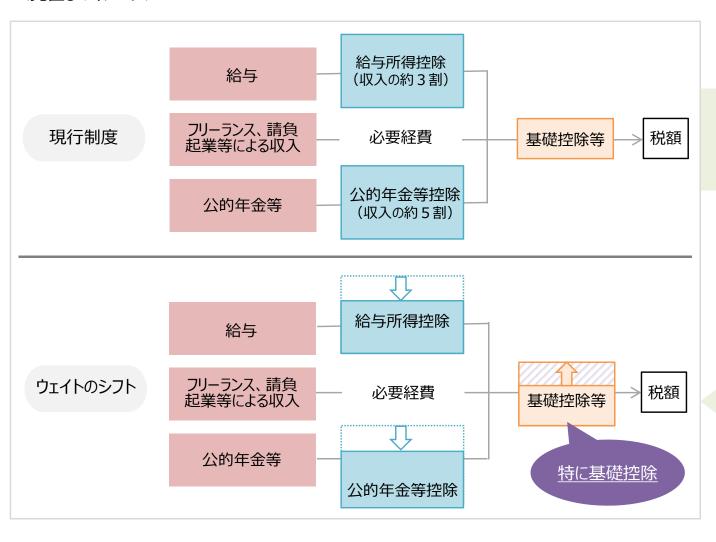
- ▶ 所得控除方式は長年にわたり定着しており、税額控除方式やゼロ税率方式の課題や問題点に鑑みれば、現行の所得控除制度を廃止し、これらの方式に移行することは不適当
- ▶ したがって、以下のとおりとするのが適当。ただし、社会保障制度における給付との関係も含め、制度のあり方を引き続き検討
 - ・最低生活費非課税、課税最低限を規律する基礎的な人的控除(基礎・配偶者・扶養等)につき、額を引き上げた上で所得控除方式として存置 ※ 最低生活費部分に課税が及ぶことは憲法25条の要請に反するため、基礎的な人的控除に逓減・消失する仕組みを採用することは不適当
 - ・その他の所得控除項目の整理合理化を図りつつ、可能な範囲で税額控除方式に移行
 - ※ 特別な人的控除(障害者・ひとり親等)は社会保障制度で手当すべきであるが、税制として存置する場合は税額控除方式とすべき

基礎的な人的控除のあり方と所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

<所得計算上の控除から基礎控除へのシフト>

▶ 所得計算上の控除を縮減し、所得の種類に関係なく課税最低限を設定できる基礎的な人的控除(特に基礎 控除)を中心とした制度とすべき

く見直しのイメージ>



給与所得控除見直しの視点

- ・「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の2要素で構成
- ・給与所得者の必要経費額は給与収入の約4%と試算
- ・雇用的自営の増加により「他の所得との負担調整」の必要性が希薄化

公的年金等控除見直しの視点

- ・拠出時に社会保険料控除として全額控除されている ため実質的に非課税に近い制度となっている
- ・年齢により控除額が異なるため世代内で不均衡が 生じている
- ・給与収入もある者に相応の負担を求める仕組みが 不十分

「災害損失控除」創設と相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置

く「災害損失控除」の創設 ①>

- ▶ 所得税・住民税において雑損控除から独立させた「災害損失控除」を創設すべき
- 災害による損失は、盗難・横領による損失より多額になることが通常であり、性質が異なる







激甚災害の場合、被災地域の経済基盤が回復するまで相当の期間を要し、繰越控除期間3年では不十分



• 税負担の面で自然災害による損失を最大限勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られる





現行

雑損控除の金額は(1)(2)のうち多い方の金額

- (1) (差引損失額) (総所得金額等) ×10%
- (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) 5万円
- 雑損控除は他の所得控除に優先して控除する
- 控除しきれない場合は、最大3年間の繰越控除が可能 (※ 東日本大震災時は特例で5年間)

建議

- 柔軟な制度設計のしやすさ等の観点から、雑損控除から災害損失に係る控除を独立させ、新たに「災害損失控除」を創設すべき
- その上で、次のような措置を講じるべき
- ✓ 損害額は原則として建物の購入代金の領収書等に基づいて算定する
- ✓ 所得控除における控除の順序を最後にする
- ✓ 繰越控除期間を最低でも5年以上とする(さらなる延長も検討)

税制改正建議項目 (災害対応税制)

「災害損失控除」創設と相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置

く「災害損失控除」の創設 ②>

■具体例(現行の雑損控除の問題点)





- •41歳男性(年収460万円、扶養家族=妻)
- ・5年前に取得した家屋(木造45坪)を災害で消失
- ・保険金は1,000万円

【雑損控除の額】

| 損害金額 | 3,100万円 | 1 |
|------------|---------|---|
| 家屋 | 2,000万円 | |
| 家財 | 1,100万円 | |
| 保険金 | 1,000万円 | 2 |
| 総所得金額等 | 314万円 | 3 |
| 総所得金額等の10% | 31.4万円 | 4 |
| | | |

繰越損失額(5) - (3) 17,546千円

雑損控除額①-②-④ 20,686千円

✓ **2,000万円超**の多額の損失が盗難や横領と同じ扱い





✓ 雑損失をすべて利用するには5.5年,他の所得控除の切捨てを回避するためには11年必要

雑損失をすべて利用するには (17,546千円÷3,140千円)

<u>5.5年</u>

他の所得控除の切捨てを回避するためには (17,546千円÷(3,140千円-1,553千円))

11年

さらに

【各種所得控除の額】

| 社会保険料控除 生命保険料控除 | 743,152円 50,000円 |
|--------------------|------------------|
| 配偶者控除 | 380,000円 |
| 基礎控除 | 380,000円 |
| 合計 | 1,553,152円 |



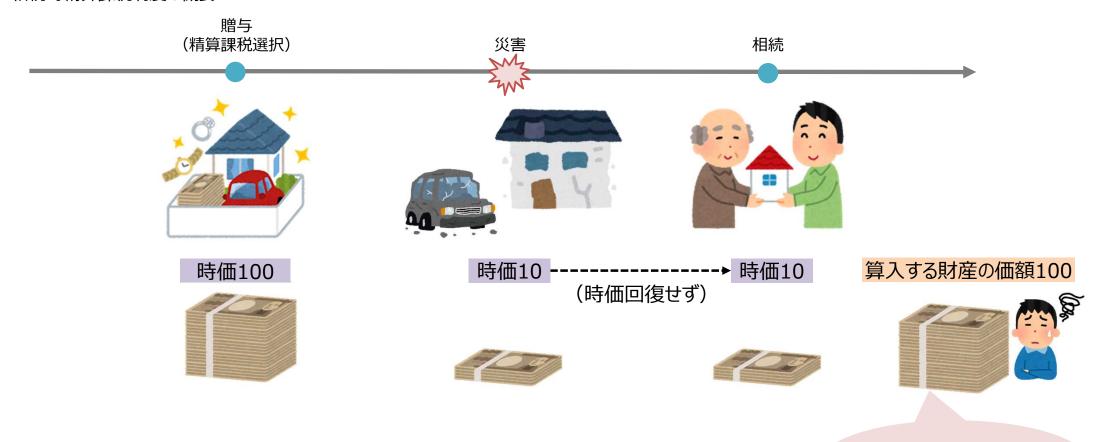
✓ 雑損控除は他の所得控除に優先して 控除することとされているため、雑損控 除の繰越期間中は、他の所得控除 (1,553,152円) は控除できない (切り捨てられる)

[※]損害金額は、実額又は国税庁「雑損控除における 『損失額の合理的な計算方法』により

「災害損失控除」創設と相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置

<相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置>

- ▶ 災害により相続時精算課税適用財産の価値が著しく下落し、回復の見込みがない場合には、相続税の課税価格に算入する価額は、相続時の価額とすべき
- ■相続時精算課税制度の概要



担税力に応じた適正な価額により相続税が課税されない

相続税の課税価格に算入する 財産の価額は「10」ではなく「100」

・ 相続税の課税価格に加算する価額は、災害により相続時の受贈財産の価額が贈与時の価額 を著しく下回り回復の見込みのない場合、相続時の価額で加算する救済措置を設けるべき

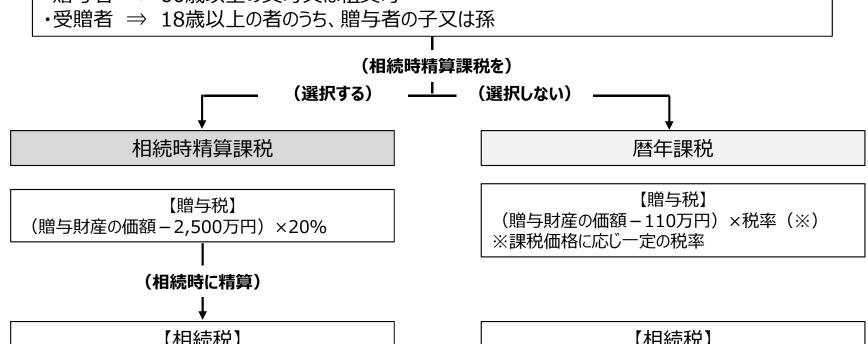
「災害損失控除」創設と相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置 く参考資料>

■相続時精算課税制度の概要

財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税を選択することができる。

相続時精算課税制度を選択できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

・贈与者 ⇒ 60歳以上の父母又は祖父母



【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相 続財産の価額に相続時精算課税を適用した 贈与財産の価額(贈与時の価額)を加算して 相続税額を計算する。

その際、既に支払った贈与税相当額を相 続税額から控除する。なお、控除しきれない 金額は還付を受けることができる。

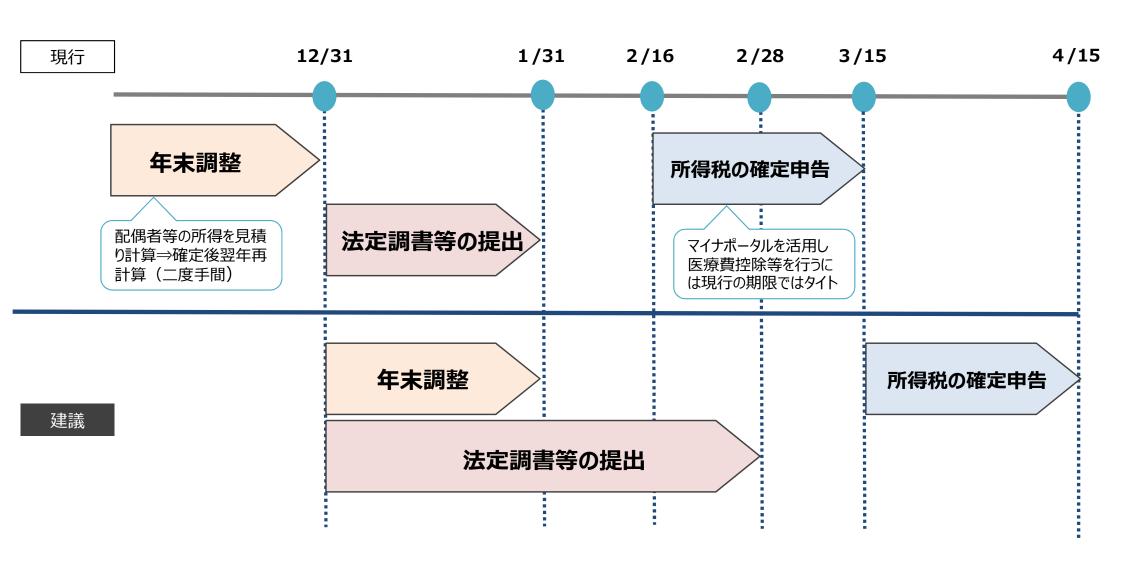
【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原 則として、相続財産の価額に贈与財産の価 額を加算する必要はない。

ただし、相続又は遺贈により財産を取得し た者が、相続開始前3年以内に贈与を受け た財産の価額(贈与時の価額)は加算しな ければならない。

年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期限の後倒し

- ▶ 年末調整を翌年1月末まで、法定調書等の提出期限を2月末とすべき
- ▶ 所得税の確定申告期間を3月16日から4月15日までとすべき



医療費控除の見直し

医療費控除は、廃止を含めて見直すべき。当面、担税力の減殺に応じた控除額となるよう計算方法を見直すべき

| 現行 | 変更案 |
|--|-------------------------|
| (支払った医療費の合計額 – (1)の金額) – (2)の金額(最高200万円) | 同左 |
| (1) 保険金などで補填される金額 | (1) 同左 |
| (2) 10万円(その年の総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%) | (2) <u>総所得金額等の5%の金額</u> |

<現行と変更案の医療費控除額の比較>

(注) 保険金などで補填される金額はないものとする

| 総所得金額等 | | 医療費の合計額 (注) | | | | | |
|---------|-----|-------------|-------|-------------|-------------|-----------|----------------|
| (上記の5%) | | 5万円 | 10万円 | 50万円 | 100万円 | 300万円 | |
| 150万円 | 現 行 | - | 2.5万円 | 42.5万円 | 92.5万円 | 200万円(上限) | _ - 同じ |
| (7.5万円) | 変更案 | - | 2.5万円 | 42.5万円 | 92.5万円 | 200万円(上限) | |
| 500万円 | 現 行 | - | - | 40万円 | 90万円 | 200万円(上限) | |
| (25万円) | 変更案 | - | - | <u>25万円</u> | <u>75万円</u> | 200万円(上限) | |
| 1,000万円 | 現 行 | - | - | 40万円 | 90万円 | 200万円(上限) | 高所得者の |
| (50万円) | 変更案 | - | - | = | <u>50万円</u> | 200万円(上限) | 〉適用が限定 的になる |
| 2,000万円 | 現 行 | - | - | 40万円 | 90万円 | 200万円(上限) | |
| (100万円) | 変更案 | - | - | = | = | 200万円(上限) | |

U

ポイント

- ◎総所得金額等が200万円 以下の場合の控除額は現 行と同じ
- ◎総所得金額等が増加する に従って控除額は減少

建議

- 医療費控除は廃止を含めて見直すべき
- 当面の見直しとして、担税力の減殺があった場合に限り控除が適用される仕組み(計算式)とすべき

年少扶養控除の復活

▶ 児童手当の所得制限の廃止又は年少扶養親族(16歳未満の者)に対する扶養控除の復活を検討すべき

■児童手当・子ども手当の変遷

| 児童手当 (~H22.3) | 子ども手当 (H22.4~H23.9) | 子ども手当特別措置 (H23.10〜H24.3) | 児童手当 (H24.4~) |
|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|---|
| ・0 歳〜小学生 月額5,000〜10,000円 ・所得制限あり | ・0歳~中学生 月額13,000円 ・所得制限なし | ・0歳~中学生 月額10,000~15,000円・所得制限なし | ・0歳~中学生 月額10,000~15,000円 ・H24.6から 所得制限あり |
| 年少扶養控除あり | 年少扶養控除廃止 | | ◆ 年少扶養控除は廃止されたまま |

■扶養控除の概要

| X | 控除額 | |
|------------|-----------|------|
| 一般の控除対象技 | 38万円 | |
| 特定扶養親 | 63万円 | |
| | 同居老親等以外の者 | 48万円 |
| 老人扶養親族(注3) | 同居老親等(注4) | 58万円 |

- (注1) 扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人
- (注2) 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人
- (注3) 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人
- (注4) 老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属(父母・祖父母など)で、 納税者又はその配偶者と常に同居している人

軽減税率制度の廃止

▶ 消費税の軽減税率制度を廃止し、単一税率制度に戻すべき

建議

- ▶低所得者への逆進性対策としては非効率であること
- ▶区分経理等により事業者の事務負担が増加すること
- ⇒歳入の毀損の補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること など

早期に見直しを図り、単一税率制度に戻すべき

- ※消費税の逆進性の緩和対策は、必ずしも消費税の枠内で解消する必要はない
- ※社会保障給付など税制・社会保障制度 全体の中で解決することが適当

軽減税率制度の廃止 (逆進性対策としての非効率性)

- ・軽減税率による逸失税収額7,434億円のうち、低所得者世帯(第 I 分位)に効果が及ぶ軽減税額の総額は、わずか944億円(逸失税収額の13%)
- ・残りの6,490億円 (逸失税収額の87%) は、低所得者世帯以外の世帯への恩恵に

<年間収入五分位階級別1世帯当たり全食料品の支出金額>

(金額=千円、世帯数=千世帯)

| 項目 | 年間収入五分位階級別 | | | | | 合計 |
|--------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 以 日 | 第 I 分位 | 第Ⅱ分位 | 第Ⅲ分位 | 第Ⅳ分位 | 第V分位 | 又は平均 |
| 年間収入額 | ~ 2,330 | 2,330 ~3,540 | 3,540 ~5,060 | 5,060 ~7,400 | 7,400 ~ | |
| 推定世帯数 | 11,800 | 11,800 | 11,800 | 11,800 | 11,800 | 合計59,000 |
| 消費支出額 | 1,534 | 2,195 | 2,732 | 3,163 | 4,482 | 2,821 |
| 食料費 | 472 | 666 | 802 | 891 | 1,132 | 793 |
| (内、酒類) | 22 | 32 | 39 | 47 | 55 | 39 |
| (内、外食) | 46 | 78 | 107 | 146 | 212 | 118 |
| 食料費 (酒類外食除() | 404 | 556 | 656 | 698 | 865 | 636 |
| 消費税軽減額 | 8 | 11 | 13 | 14 | 17 | 12.6 |
| 軽減税額の全世帯合計 | 944億円 | 1,298億円 | 1,534億円 | 1,652億円 | 2,006億円 | 合計7,434億円 |

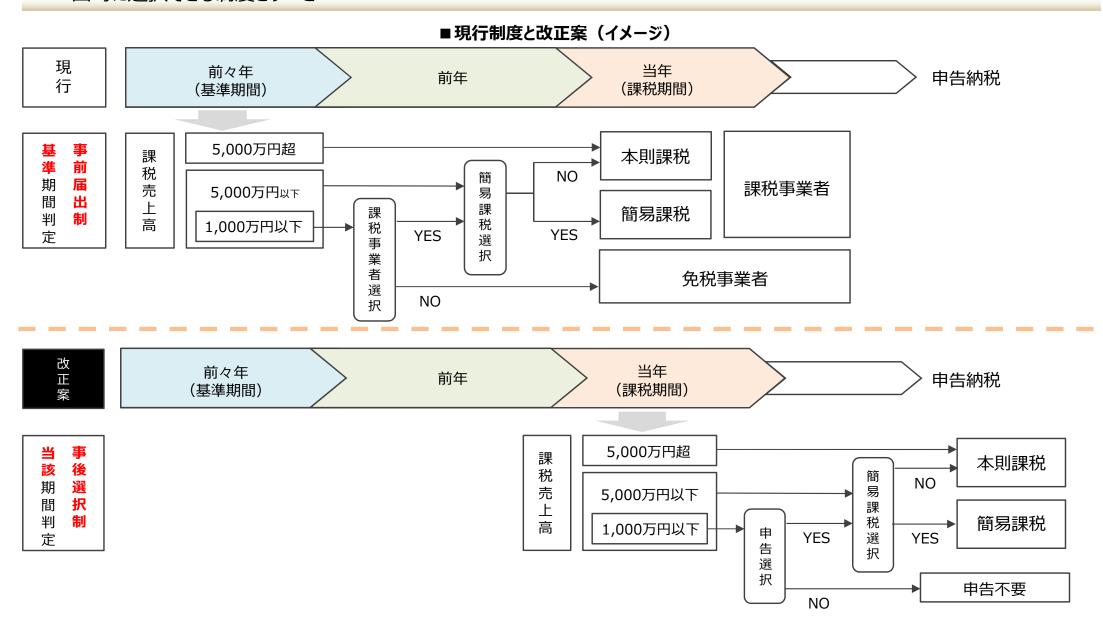
(参考) 総務省統計局 令和3年家計調査

[※]推定世帯数は総務省の住民基本台帳に基づく世帯総数59,497千(令和3年)

[※]消費税軽減額は、「食料費(酒類外食除く)×2%(10%-8%)]で算出

基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告免除制度の創設

- ▶ 基準期間制度を廃止し、全事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すべき
- ▶ 簡易課税制度についても、現行の基準期間による判定ではなく、その課税期間の課税売上高による判定とし、確定申告書の提出時に選択できる制度とすべき



役員給与に係る損金算入規定等の見直し

- ▶ 役員給与は、不相当に高額なものを除き、原則として損金の額に算入すべき
- ▶ 退職給付引当金・賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めるべき
- ▶ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率を実際の配当率等を参考にして見直すべき

現行

建議

| 役員給与 | 会社法制定に伴う法人税法の改正により、損金算入される役員給与が限定列挙された | 役員給与は職務執行の対価であり、株主総会等の決議によって事前に確定した金額については、原則損金 算入とし、不相当に高額である等の恣意性の高いもの だけ損金不算入とすべき |
|-------------------|--|---|
| 退職給付引当金· 賞与引当金 | 就業規程等に定められたこれらの費用は、企業にとって は確定債務的な要素を有しているが、損金算入できな い | 会計基準でもこれらの引当金の計上が求められており、 損金算入を認めるべき |
| 貸倒引当金 | 破産手続開始等の申立てがあった場合の金銭債権に 係る貸倒引当金の損金繰入限度額は、実質的な債 権金額から取立て等の見込みがある部分を除いた金 額の50%相当額(形式基準) | 破産手続開始等の申立てを行うような状況における債権者への配当割合は極めて小さく、形式的な50%の繰入限度額は現実と大きく乖離しているため、破産等の実例から実際の配当率等を参考にして繰入率を見直すべき |

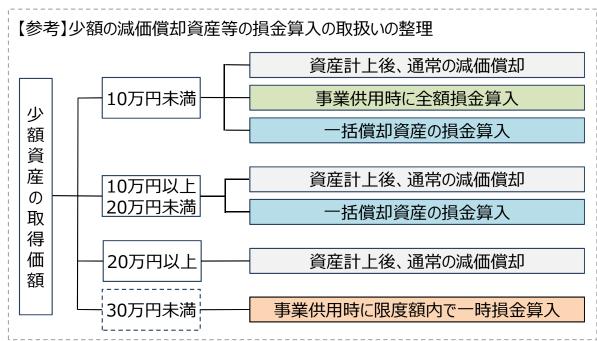
少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ

- ▶ 少額の減価償却資産等に係る措置を統合し、取得価額基準を一律30万円未満とすべき
- ■少額減価償却資産・一括償却資産の損金算入制度

| 区分 | | 取得価額 | 損金算入方法 | 限度額(年間) | |
|----|-------------------|--------|----------|--|--|
| 本則 | 少額の減価償却資産 | 10万円未満 | 全額損金算入 | | |
| | 一括償却資産 | 20万円未満 | 3年間で均等償却 | 一括償却資産の × <u>その事業年度の月</u> 数 取得価額の合計額 36 | |
| 特例 | 中小企業者の少額減価償却資産(※) | 30万円未満 | 全額損金算入 | 合計300万円が限度 | |

(※)中小企業者等が平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産(貸付事業用のものを除く)を取得した事業年度において、取得価額の全額(300万円を限度)を損金算入することができる

- ✓ 平成10年に基本となる「少額の減価償却資産」 の損金算入制度の取得価額基準が20万円から 10万円に引き下げられた
- ✓ その後、その代替措置である「一括償却資産」の 損金算入制度や「中小企業者の少額減価償却 資産」の損金算入制度が導入された結果、複数 の取得価額基準が混在することとなった



税制簡素化の観点から、これら三つの制度を統合して、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律30万円未満とすべき

取引相場のない株式等の評価の適正化

▶ 取引相場のない株式等の評価の適正化を図るため、さらなる検討をすべき

現行

建議

| 相続開始前3年以内に 取得した土地・建物等 | 純資産価額方式(注1)で評価する場合、相続開始前3年以内に取得した土地・建物等は、「相続税評価額」ではなく、「時価」により評価 | 土地・建物については、平成8年度税制改正で、旧措置法69条の4 (いわゆる取得価額課税)が廃止。取引相場のない株式等の評価についても同様にすべき |
|---------------------------|---|--|
| 退職給付債務 | 純資産価額方式における負債の額には算入されない | 就業規程等に規定があるなど、確実な退職給付債務を負っている場合は 負債の額に算入すべき |
| 土地保有特定会社· 株式保有特定会社(注2) | 評価方法が純資産価額方式に限定 | 純資産価額方式のため、土地等の保有割合が高くなる会社は相続等に 係る株式評価額が高くなるため、見直すべき |
| 種類株式 | 一部(注3)を除いて一般的な評価方法が規定されておらず、 個別に権利内容等を判断して評価することとされている | 評価額を明確化して予見可能性を高めることにより、事業承継対策として 有効である種類株式が活用されるようにすべき |
| 配当金額 | 類似業種比準方式(注4)においては、配当を多く出すほど評価額が高くなり、事業承継に影響がある | 配当による後継者への資産移転をしやすくするため、株式評価額に配当を反映させない計算方法にすべき |

- (注1)1株当たりの純資産価額=(相続税評価額によって算出した総資産価額-相続税評価額によって算出した負債の額-評価差額に対する法人税額等の相当金額)・発行済み株式数
- 、 (注 2)その会社の相続税評価による総資産の価額のうちに相続税評価による土地(株式)の価額の占める割合が、会社規模区分ごとに一定割合以上の会社 (注 3)①配当優先の無議決権株式、②社債類似株式、③拒否権付株式については、「種類株式の評価について(情報)」(平成19年3月9日、国税庁)により具体的評価方法が公表されている。
- (注3)①配当優先の無議決権株式、②社債類似株式、③拒否権付株式については、「種類株式の評価について(情報)」(平成19年3月9日、国税庁)により具体的評価方法が公表されている。 (注4)

$$A \times \left(\begin{array}{c} \frac{\mathbb{B}}{B} + \frac{\mathbb{C}}{C} + \frac{\mathbb{D}}{D} \\ \hline 3 \end{array} \right) \times \mathbb{E}$$

- 「A]=類似業種の株価
- 「®」=評価会社の1株当たりの配当金額
- 「ⓒ」=評価会社の1株当たりの利益金額
- 「①」=評価会社の1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって 計算した金額)
- 「B」=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額
- 「C」=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額
- 「D」=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額)
- 「E]=斟酌率(大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5)

【参考】取引相場のない株式の原則的評価方法 一

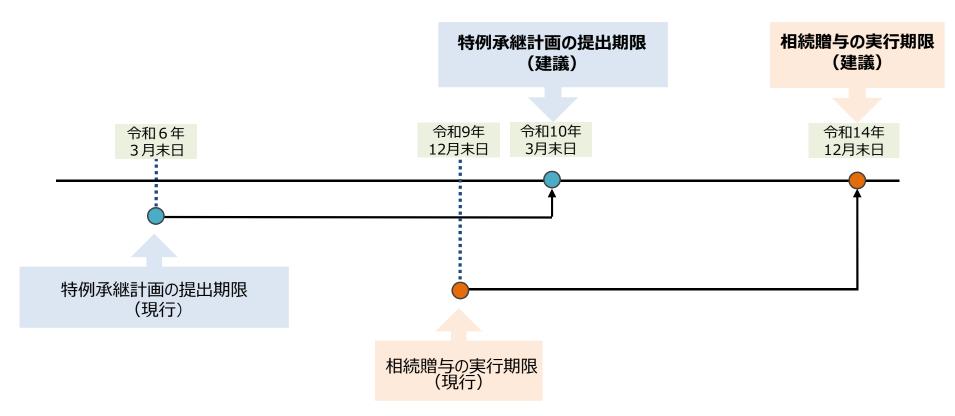
一 大会社:類似業種比準方式

中会社:類似業種比準方式と純資産価額方式との併用

小会社:純資産価額方式

法人版事業継承税制に係る対応期限の延長、申告手続き等の簡素化

➢ 法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限を延長し、各種届出や申告手続きを簡素化すること



✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化の影響により、特に中小企業者はウイズコロナの対応に追われている。同時に、事業継続性に関する中小企業経営者の心理的不透明感が高まっているため、事業承継に関する取り組みが遅れ、承継時期を先送りする状況が続いている。この特例措置は事業承継を集中的に進めるための時限措置であるが、意思決定のための十分な検討時間が必要であり、特例措置の利用者数を増やして円滑な世代交代を税制面から支えるためにも、特例承継計画の提出期限及び相続・贈与の実行期限を、それぞれ令和10年3月末日及び令和14年12月末日まで延長し、各種届出や申告手続きの簡素化を行うべきである。

・法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限を延長し、各種届出や申告手続きを簡素化すること

償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し

- 償却資産に係る固定資産税制度は、速やかに廃止すべき
- 同制度を存置するとしても、申告期限の見直しや申告事務手続の効率化・簡素化など、抜本的な見直しを行うべき
- ■現行制度の問題点
- ①国税における減価償却制度と償却資産の評価方法との相違、賦課期日と法人の決算日との不一致など事業者に過度 な事務負担、②企業の設備投資の阻害要因、③国際競争力の低下要因

建議

- 速やかに廃止すべき。財政上の問題から制度を維持する場合は、現行制度から償却資産に係る固定資産税を分離して新しい制度に 組み替えるなど抜本的な見直しが必要
- その場合、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一させ簡素化を図るほか、税額確定方式としての申告納税方式の採用や免 税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、制度のあり方を検討すべき
- ▶ 「償却資産課税のあり方に関する調査研究 申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について 」(H30.3)資産評価システム研究センター)

| 項目 | 現行方式 | 新方式 (電子申告に限り選択可) | |
|------|------------------------------|--|--|
| 賦課 | 1月1日(現行制度から変更なし) | | |
| 申告期限 | 1月末 | 賦課期日直後に到来する決算日から2カ月以内。ただし、11・12月決算法人は2月末 | |
| 申告内容 | 賦課期日時点の資産状況 | 決算日時点の資産状況(除却資産及びその除却時期を付記。ただし、11・12月決算法人は、決算日から賦課期日までの取得資産及びその取得時期も併せて付記) ※地方団体側で申告内容を賦課期日時点の資産状況に補正 | |
| 納期 | 4、7、12、2月中の年4回(条例で変更している例多数) | 新方式を選択した法人については、決算期により納期数が変動(1~4回) | |

新方式を導入することの効果

① 償却資産の状況の把握を一時点に統一することで納税者の申告事務をシンプルにする

② 法人税とのチェック・アンド・バランス機能の発揮により、適正な申告が促進される

③ 電子申告に限定することで、課税庁の事務効率化にも資する

- ◆「償却資産課税のあり方に関する調査研究 申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について 」(H31.3)資産評価システム研究センター)
 - 申告期限の選択制を導入するためには、一括電子申告や共通電子納税等、電子的な仕組みを整備し、双方の事務手続を効率化することが、 課題解決に向けた第一歩
 - ✓ 一括電子申告システムの導入
 - ✓ 地方税共通納税システムの導入(令和元年10月開始済み)
 - ✓ eLTAXの機能向上・課税庁の基幹システムの改善